

納税についてのご案内

住民税の税額が決定 納税通知書を6月8日(月)に発送

令和8年度特別区民税・都民税(住民税)・森林環境税が課税される方に、税額決定の通知書を発送します。

【納期限】 第一期 6月30日(火) 第二期 8月31日(月)
第三期 11月2日(月) 第四期 令和9年2月1日(月)

※給与からの特別徴収(引き落とし)分は、会社等(特別徴収義務者)を通じて別途通知

年金からの特別徴収(引き落とし)

【対象となる方】 令和7年中に公的年金等の支払いを受けた方のうち、令和8年4月1日に老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている方

※次の方は対象となりません

- 老齢基礎年金等の年額が18万円未満
- 老齢基礎年金等から所得税額、介護保険料、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料を控除した額が住民税額および森林環境税額に満たない

【対象となる税額】 公的年金等の所得にかかる住民税額および森林環境税額

【徴収方法】

新たに対象となる方

徴収月	6月(第1期)・8月(第2期)	10月・12月・令和9年2月
徴収額	各月、対象税額の4分の1	各月、対象税額の6分の1
方法	普通徴収 (納付書や口座振替による納付)	年金から特別徴収(引き落とし)

昨年度から引き続き対象の方

徴収月	4月・6月・8月	10月・12月・令和9年2月
徴収額	各月、前年度分の対象税額の2分の1に相当する額の3分の1(仮徴収)	各月、対象税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1(本徴収)
方法	年金から特別徴収(引き落とし)	

申告に関する注意

次の所得等は、住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出された場合、その内容を住民税の計算に算入できません。

- 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算や繰越控除
- 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除 など

☎課税課税計画係、課税第一係・第二係

☎03-3647-8001~2・8004 ☎03-3647-4822

キャッシュレス納付なら、いつでも どこでも納付が可能!

金融機関やコンビニエンスストアへ行かなくても、スマートフォンなどを使用して、自宅や外出先からいつでもどこでも納付ができます。手元に現金を準備する必要がないため大変便利です。

くさまざまな納付方法

口座振替

申込手続きの所要時間約5分
印鑑や窓口への来所不要

専用Webサイトからの申し込み

区HPから専用Webサイトへアクセス
必要事項を入力・確認
▲Web申し込み 手続き完了

インターネットバンキング

事前にご利用になりたい銀行などへの登録が必要です。

電子マネー

利用可能なスマホ決済アプリ
PayPay au PAY Jcoin d払い

※J-CoinPayは8月31日(月)で取り扱い終了となります

クレジットカード

利用可能なカードブランド
VISA Mastercard JCB

※手数料が発生します

※税金の種類や金額などにより、利用できる納付方法が一部異なります。納付方法の詳細は、区HPや送付済みの納付書をご確認ください

☎納税課収納推進係

☎03-3647-2063
☎03-3647-8646



▲税の納付

納税の猶予制度等について

区民税を納期限どおりに一括で納付することにより、事業の継続や生活の維持が困難となる場合には、納税を猶予する制度(徴収猶予・換価の猶予など)があります。放置せず、必ず納税課までお問い合わせください。一緒に納税計画をたてましょう。

☎納税課徴収第一・第二係

☎03-3647-4153
☎03-3647-8646



▲納付相談問い合わせフォーム



▲納税の猶予制度

令和8年度(非)課税・納税証明書の取得

●コンビニ交付

マイナンバーカードをお持ちの方は、課税・非課税証明書や住民票などの取得にコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機をご利用ください。画面の指示に従った簡単な操作で、区役所や出張所の窓口で取得するより待ち時間が少なく、手数料も100円安くなります。コンビニ交付の詳細や臨時の休止日時は、下表が区HPをご覧ください。

☎区民課証明係 ☎03-3647-3164 ☎03-3647-8471



▲コンビニ交付

証明書	住民票の写し	印鑑登録証明書	(非)課税証明書(最新年度のみ)	戸籍の附票の写し	戸籍全部・個人事項証明書
コンビニ交付手数料		100円 お得	200円	100円 お得	350円
(参考)窓口での手数料			300円		450円
利用時間 (年末年始・メンテナンス時は利用停止)	6:30~23:00		月~金曜(祝日除く) 9:00~17:00		
臨時休止日時	6/7(日)9:00~8月8:30は新年度(非)課税証明書の発行年度切り替えのためサービスを休止				

※利用の際はマイナンバーカードの4桁の数字の暗証番号の入力が必要です
 ※6月8日(月)以降は令和8年度(非)課税証明書のみ取り扱います
 ※江東区発行の令和8年度(非)課税証明書は令和8年1月1日時点で江東区に住民登録がある方が対象です。転出届を提出した方は利用できません

●窓口で交付申請する場合

【取扱窓口】 区役所、出張所、豊洲特別出張所
【持ち物】 申請者(お越しになる方)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など)、委任状(代理人が申請する場合)
 ※住民票上同一世帯の親族からの申請は委任状を省略できます。それ以外の代理人による申請は、依頼人自筆署名の委任状と代理人の本人確認書類が必要です



▲各種証明(申請書・委任状)

●電子・郵送で交付申請する場合

【電子】 電子で申請、決済後に郵送で発送
【郵送】 手数料・申請書・返信用封筒を区役所に送付、受付後郵送で発送
 ※詳細は区HPをご覧ください



▲郵送での申請

☎課税課税第二係

☎03-3647-8004 ☎03-3647-4822

区内中小企業への正社員就職をサポート! U29こうとうジョブマッチング参加者募集

区内中小企業への正社員就職を目指す方に向けた、ビジネスの基礎を学んだり就業実習ができるプログラムです。サポートを受けながら、実習先企業での正社員就職を目指します。あなたの「働きたい!」を応援します。

【研修・就業実習】

☎9月2日(水)~11月30日(月) ☎江東しごとサポートセンター

☎雇用されていない、かつ就職の予定がない29歳以下の方

☎8人(説明会に要参加。書類確認・面接のうえ選考)

☎就職対策やビジネス基礎等の研修(11日間)、就業実習(2か月程度)

※研修・実習期間中は給与を支給

【説明会】

☎6月18日(木)・29日(月)、7月6日(月)・18日(土)、8月4日(火)・14日(金)

各日10:00~11:00

※全日程オンライン参加可

※その他の日程でも相談可。説明会后、希望者は面接会に申し込み(日程等は要相談)

☎6月15日(月)9:30から江東しごとサポートセンターHPまたは江東しごとサポートセンターに電話で☎03-5836-5160 ☎03-3637-2351

☎koto-shigoto@os.persol-bd.co.jp

